

# 合同総合防災訓練会場図 (国営昭和記念公園周辺)

「ここが大好き立川」の写真を随時募集。あなたの写真を「広報たちかわ」に掲載してみませんか。くわしくは、市ホームページを閲覧し、広報課広報広聴係・内線27747



災害に備えて、できることを見直してみませんか。

市と立川消防署は8月30日(9月5日の防災週間で「身を守り 地域と協力 たすけあい」を標語に、防災意識の啓発に取り組みます。この機会にも一度身の回りで起こる災害について考えてみませんか。

「自らの生命は自らで守る」という「自助」の意識のもと、災害時に適切な行動が取れるよう、防災訓練などに積極的に参加して防災行動力を高めましょう。

また、まちぐるみで「共助」の意識を共有し、地域が一体となった協力体制づくりを進め、災害に備えましょう。市は、防災訓練や市民防災組織への補助制度など、さまざまな取り組みを行っています。ぜひ活用してください。

また、9月6日(12日は救急医療週間です。救急車を呼ぶかどうか迷ったときは、携帯電話やスマートフォンから「東京版救急受診ガイド」をご利用ください。電話での相談は「#7119」救急相談センターへ。

立川消防署 ☎(526)0119、市防災課・内線2535

## 市民防災組織を結成しませんか

市民防災組織とは、災害時の初期消火や被災者の救出、救護などの活動を行うための地域が主体の組織です。

市では、自治会や管理組合などが市民防災組織を結成する場合に、補助制度を設けています。

災害への備えとして、あなたの自治会や管理組合にも、市民防災組織を結成しませんか。

市は、災害時の避難に支援を必要とする方の日ごろの見守り、災害時の安否確認や避難誘導のため「避難行動要支援者名簿」を作成しています。

## 立川市消防団員募集

立川市消防団は、市内10か所に消防団詰所を配し、総勢173人が、生業を持つ傍ら、「共助」の精神で、昼夜を問わず災害現場に出動しています。また、防災訓練への参加、台風や集中豪雨に備える警戒活動なども行っています。興味のある方は、お問い合わせください。

市は、災害時の避難に支援を必要とする方の日ごろの見守り、災害時の安否確認や避難誘導のため「避難行動要支援者名簿」を作成しています。

## 家庭での備蓄を

災害時、物流のネットワークが寸断されることを想定して、ご自宅での備蓄をお願いします。

- 食料……物流の断絶を考慮し、1週間分の備蓄を確保しましょう。
- ライフライン停止への備え……カセットコンロや電池などを用意しましょう。
- トイレ問題への対策……簡易トイレの用意などをしましょう。
- 常備品、ベビー用品など……家庭の状況に応じて用意しましょう。
- ペット対策……ペットの餌やケージ等の生活用品も備えておきましょう。

## 備蓄状況チェック

問防災課・内線2535

## 帰宅困難者対策にご協力ください

●一斉帰宅の抑制 災害時に多くの方が一斉に帰宅すると、道路や歩道が歩行者で埋まり、警

## 市民の方へのお願い

●連絡手段の事前準備 帰宅できなくなった場合の家族との連絡手段・手順をあらかじめ決めておきましょう。災害用伝言ダイヤルや災害伝言サービスを活用してください。

高年齢者・障害者世帯に家具転倒防止器具を無料で取り付けます

## 避難行動要支援者への支援対策を進めています

市は、災害時の避難に支援を必要とする方の日ごろの見守り、災害時の安否確認や避難誘導のため「避難行動要支援者名簿」を作成しています。

市は、高齢の方や心身に障害のある方の生活支援として、住宅の家具に転倒防止器具を1世帯につき5か所まで無料で取り付けています。賃貸借住宅など自己所有以外の住宅は、所有者の承諾が必要です。なお、平成21年度以降に市から家具転倒防止器具の支給を受けている世帯は対象外です。

●対象 ▼一人暮らしの高齢者(65歳以上)または世帯全員が65歳以上の高齢世帯 ▼身体障害者手帳1級・2級の方または愛の手帳1度・2度の方がいる世帯

## 都の耐震化キャンペーン「耐震フォーラム」

今年度から、名簿に載せる対象者を、支援が特に必要となる方(在宅医療を受けている、車いすを利用してしているなど)に変更しました。ただし、昨年度までに登録した方は名簿に載っています。なお、自治会や市民防災組織などに事前配布する名簿への登録は、本人の同意が必要となります。また、災害時の状況によっては、本人の同意がない対象者の方の名簿を地域に配布することがあります。くわしくはお問い合わせください。

くわしくは都耐震ポータルサイト <http://www.taishin.metro.tokyo.jp/> をご覧ください

## 木造住宅の耐震化助成制度をご活用ください

昭和56年以前に建築された木造住宅を所有する方に、無料簡易耐震診断のほか、耐震化にか

かる費用の2分の1(限度額以内)を助成します。

●助成例 ▼耐震診断(限度額10万円) ▼補強設計・工事監理(限度額10万円) ▼耐震改修工事(限度額一般世帯50万円、高齢者世帯80万円)など